

「令和8年松山春まつり」ポスター・チラシ作製等業務委託仕様書

1. 目的について

松山の春を代表する祭りである「松山春まつり」を市内外に広くPRするため、効果的なデザインのポスター・チラシを作製し、各機関等に配布することで、来場者の増加につなげる。

2. 委託業務の名称について

「令和8年松山春まつり」ポスター・チラシ作製等業務委託

3. 履行場所について

市長が指示する場所

4. 委託期間について

契約締結日から令和8年3月31日

5. 業務内容及び成果品について

業務内容は、次に掲げる業務を行うとともに、委託者より特段の指示があればその指示に従うものとする。

(1) ポスター・チラシの作製および印刷に関すること

① デザイン等に関すること

- ・松山春まつりに参加・観覧したくなるようなデザインとすること。
- ・「道後温泉まつり」と「お城まつり」を1枚のポスター・チラシに表現すること。
- ・行事日程などは、別紙2「ポスター・チラシ必要掲載事項」の内容を必ず掲載すること。

② 規格及び数量

- | | | | | | |
|-------|--------|---|-------|--------|---------|
| ・ポスター | B2コート紙 | 縦 | 135kg | 片面4色刷り | 700部 |
| ・チラシ | A4紙 | 縦 | 73kg | 片面4色刷り | 21,000部 |

(2) ポスター・チラシの納期及び配布先（発送先）

① 納期（松山市への納品日及び各機関等への配布開始日） 令和8年2月中旬（予定）

② 配布予定先（受託者が配布）

- ・関係自治体（30箇所程度）
- ・県内主要観光施設（15箇所程度）
- ・市内宿泊施設（50箇所程度）
- ・市内交通機関（5箇所程度）
- ・市内商店街組合等（10箇所程度）
- ・県内道の駅（30箇所程度）
- ・JR四国各駅等（35箇所程度）

※配布に必要な費用は受託者負担（各配布先への配布枚数は、ポスター2枚・チラシ100枚を80箇所程度、ポスター1枚・チラシ50枚を65箇所程度、ポスター10枚・

チラシ500枚を2箇所程度、ポスター1枚・チラシ20枚を28箇所程度予定)。

配布先の住所等一覧は、契約締結後、一部委託者から提供する。

※上記配布分以外のものは、松山市観光・国際交流課へ納品すること。

(3) その他留意事項

- ・A4チラシは、100部ごとに間紙を入れ、仕分けしやすくすること。
- ・配布先への依頼文は、委託者が提供する原稿を印刷し、同梱すること。
- ・ポスターの配布に当たっては、筒や箱などで梱包し、損傷のないように送付すること。
- ・その他、詳細については、委託者・受託者が協議した上で定めるものとする。

6. 計画及び報告等について

受託者は、業務を遂行する上で次の事項に関する報告等を行うものとし、委託者より特段の指示があればその指示に従うものとする。

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに「業務実施計画書」(以下「計画書」という。)を委託者に提出するものとし、委託者との協議・調整後、この計画書に基づき業務を実施するものとする。
また、計画書の変更等が生じた場合は、速やかに委託者に通知するとともに委託者と協議・調整等を行い実施するものとする。
- (2) 受託者は、あらかじめ業務を実施する従事員及び責任者を選任し、その氏名等を委託者に通知するものとし、当該従事員等を交替させる場合も同様とする。
また、責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。
- (3) 受託者は、業務終了時には「業務完了報告書」等を速やかに提出するものとする。また、データをCD-R等で納品すること。
- (4) 業務を遂行する上で打合せなど会議等を実施した場合は、速やかに「会議録」等を委託者に提出するものとする。
- (5) 受託者は、業務の遂行において、疑義が生じた場合又は重大な事故等があった場合は、直ちに委託者にその旨を報告するものとする。

7. 経費負担について

業務を履行するに際して、必要な経費については、全て受託者の負担とする。

8. 著作権の帰属

委託による成果品の著作権は、松山市に帰属する。

9. 再委託等の制限

受託者は、業務の全部又はその主たる部分若しくは一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の軽微な一部分を第三者に委任し、又は請け負わせる場合において、あらかじめ、松山市の書面等による承諾を得たときは、この限りでない。

10. 業務遂行上の注意事項等について

- (1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者協議のうえ定めるものとし、委託者が決定するものとする。